

## 子供の貧困対策に関する大綱 (令和元年11月29日閣議決定)

子供の貧困対策の推進に関する法律(平成25年成立)に基づき、前大綱が策定(平成26年8月閣議決定)  
 ①前大綱において、“5年を目途に見直しを検討”  
 ②議員立法による法律改正(令和元年6月)

子供の貧困対策会議(会長:内閣総理大臣)において、**新たな大綱**を策定することとされ、**令和元年11月29日閣議決定**

**目的**  
 ○現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す  
 ○子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる

**基本的方針**

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援  
 →子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮  
 →声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実  
 →計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

**指標**  
 子供の高等学校中退率やひとり親の正規雇用割合、生活の安定に関する指標(食料又は衣服が買えない経験等)などを追加 【指標数25→39】

### 指標の改善に向けた重点施策のポイント

- 1 教育の支援**  
 ○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備  
 ○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
- 2 生活の安定に資するための支援**  
 ○妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援  
 ○生活困窮家庭の親の自立支援
- 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**  
 ○ひとり親への就労支援
- 4 経済的支援**  
 ○児童扶養手当制度の着実な実施  
 ○養育費の確保の推進

**調査研究等**  
 ○子供の貧困の実態等を把握するための調査研究  
 ○子供の貧困に関する指標に関する調査研究  
 ○地方公共団体による実態把握の支援

**施策の推進体制等**  
 ○国における推進体制  
 ○地域における施策推進への支援  
 ○官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開  
 ○施策の実施状況等の検証・評価  
 ○大綱の見直し

### <大綱と「札幌市子どもの貧困対策計画(2018~2022)」の関係>

分野	項目	大綱上の重点施策	札幌市の主な関連事業
1 教育の支援	(1)幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	幼児教育・保育の無償化 幼児教育・保育の質の向上	(幼児教育・保育の無償化) ・幼保小連携の推進 ・家庭教育事業
	(2)地域に開かれたプラットフォームとしての学校	スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築 学校教育による学力保障	○スクールソーシャルワーカーの活用 ○スクールカウンセラーの活用 ◎子どものくらし支援コーディネーター事業 ◎子どもの貧困への理解の促進 ・教職員研修の充実
	(3)高等学校等における修学継続のための支援	高校中退の予防のための取組 高校中退後の支援	○スクールソーシャルワーカーの活用(再) ◎若者の社会的自立促進事業(学習支援) ・中学校卒業業者等への進路支援事業
	(4)大学等進学に対する教育機会の提供	高等教育の修学支援	・奨学金支給
	(5)特に配慮を要する子供への支援	児童養護施設等の子供への学習・進学支援 特別支援教育に関する支援の充実 外国人の子供等への支援	・スタディメイト派遣事業 ・児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 ・特別支援教育就学奨励費 (札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業)
	(6)教育費負担の軽減	義務教育段階の就学支援の充実 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	○就学援助 ・奨学金支給(再) ・札幌市特別奨学金支給事業 ・生活保護
	(7)地域における学習支援等	地域学校協働活動における学習支援等 生活困窮世帯等への学習支援	・子どもの学びの環境づくり事業 ・札幌まなびのサポート事業 ◎地域における子どもの居場所づくりの推進 ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
	(8)その他の教育支援	学生支援ネットワークの構築 夜間中学の設置促進・充実 学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 多様な体験活動の機会の提供	— (公立夜間中学設置検討事業) ○就学援助(再) ・生活保護 ○サッポロサタデースクール事業 ・少年団体活動促進事業
2 生活の安定に資するための支援	(1)親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	・乳児家庭全戸訪問事業 ・乳幼児健康診査 ・子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターにおける相談支援 ・妊婦支援相談事業 ・要保護児童対策地域協議会
	(2)保護者の生活支援	保護者の自立支援 保育等の確保 保護者の育児負担の軽減	・生活困窮者自立支援事業 ・就労支援相談員 ○保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進 ○新型児童会館整備 ・子育て短期支援事業(子どもショートステイ) ・ファミリー・サポート・センター事業
	(3)子供の生活支援	生活困窮世帯等の子供への生活支援 社会的養育が必要な子供への生活支援 食育の推進に関する支援	・札幌まなびのサポート事業(再) ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業(再) ・社会的養護体制整備事業 ・乳幼児健康診査における栄養指導
	(4)子供の就労支援	生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等への支援 高校中退者等への就労支援 児童福祉施設入所児童等への就労支援 子供の社会的自立の確立のための支援	・札幌まなびのサポート事業(再) ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業(再) ◎若者の社会的自立促進事業(学習支援) ・中学校卒業業者等への進路支援事業 ・社会的養護自立支援事業 ○困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実
	(5)住宅に関する支援	—	・市営住宅への優先入居 ・生活困窮者自立支援事業(住宅確保給付金)
	(6)児童養護施設退所者等に関する支援	家庭への復帰支援 退所等後の相談支援	・児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 ・社会的養護自立支援事業
	(7)支援体制の強化	児童家庭支援センターの相談機能の強化 社会的養護の体制整備 市町村等の体制強化 ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 相談職員の資質向上	・児童家庭支援センターにおける相談支援 ・社会的養護体制整備事業(再) ○児童相談体制の強化 ・要保護児童対策地域協議会 ・母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援 ○必要な支援策を届ける広報の充実 ・生活困窮者自立支援事業(再) ・母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援(再) ・生活困窮者自立支援事業(再) ・就労支援相談員(再) ・思春期特定相談事業
3 生活の安定と向上に資するための支援	(1)職業生活の安定と向上のための支援	所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	—
	(2)ひとり親に対する就労支援	ひとり親家庭の親への就労支援 ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立 ひとり親家庭の親の学び直しの支援 企業表彰	○ひとり親家庭スマイル応援事業 ○高等職業訓練促進給付金事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・子育て短期支援事業(子どもショートステイ) ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再) ・生活保護(再) —
	(3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	就労機会の確保 親の学び直しの支援 非正規雇用から正規雇用への転換	・就労支援相談員 ・就労ボランティア体験事業 — —
4 経済的支援	—	児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 養育費の確保の推進 教育費負担の軽減	・児童手当 ・児童扶養手当 ・養育費確保の推進 ・就学援助

◎→本市計画策定時の新規事業  
 ○→本市計画策定時の拡充事業  
 ・→本市計画掲載事業  
 (カッコ)→本市計画未掲載の事業  
 (再)→再掲 — →関連事業なし